

環境省から P C B 処理事業の 拡大要請がありました。

現在、環境事業団が北海道内のP C B 廃棄物を対象とした処理事業を室蘭市内で進めています。昨年11月14日、環境省からまだ処理事業が決まっていない地域のP C B 廃棄物について、処理を室蘭市で行う事業で受け入れてほしいとの要請がありました。

要請内容の要旨

環境省は、20世紀の負の遺産であるP C B 廃棄物を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(P C B 特措法)に基づき、平成28年までに無くすための政策を推進していますが、

東北、北関東・甲信越、北陸地域15県の広域的処理施設の立地を目指し、鋭意努力を重ねたが立地のめどが立たない。
事業が先行する東京都、豊田市、大阪市の処理施設での受け入れは用地等の制約で困難。
一刻も早く全国のP C B 廃棄物処理を確実にすることが必要であり、東北、北関東・甲信越、北陸地域15県も北海道事業での処理を強く要望している。

これらのことから、室蘭の持つ「ものづくりのマチ」として培われてきた高度な技術力・人材、研究機能を広域処理の立地に生かしてほしい。

拡大後の広域処理事業の推進に当たっても、環境保全や安全対策に万全を期す。

この要旨で北海道と室蘭市に要請がありました。

室蘭市の考え方・ 今後の方針

今回の事業対象地域の拡大要請の検討については、今まで皆さんに説明してきました北海道事業の前提が大きく変わるので、国の要請内容などについてホームページや広報紙などで情報提供し、市民の皆さんの意見を聞き、本市と同様に要請を受けた北海道とも連携し、専門家などの意見も参考にして確実かつ安全な処理を基本として、地域振興策なども含め総合的に判断していきます。

北海道事業はP C B 廃棄物の処理を平成18年から開始し、27年3月までに処理する計画なので、スケジュールを考えると来年度には設計業務に着手する必要があることから、1月中には一定の判断をして、その後の市民説明会などを踏まえて、遅くても3月までには結論を出したいと考えています。

なお、拡大要請についての情報、市民説明会の内容は室蘭市ホームページの環境産業(<http://www.city.muroran.hokkaido.jp/kankyuu/index.html>)からご覧になれます。

また、昨年11月28・29日に開催した説明会の資料と議事録を企画課、各サービスセンターに置いてあります。

ご意見をお寄せください

P C B 廃棄物処理事業の拡大について、皆さんの意見をお待ちしています。

ご意見は1月15日までに、企画課[環境産業推進]まで、Eメール、ファクス、郵送などでお寄せください。

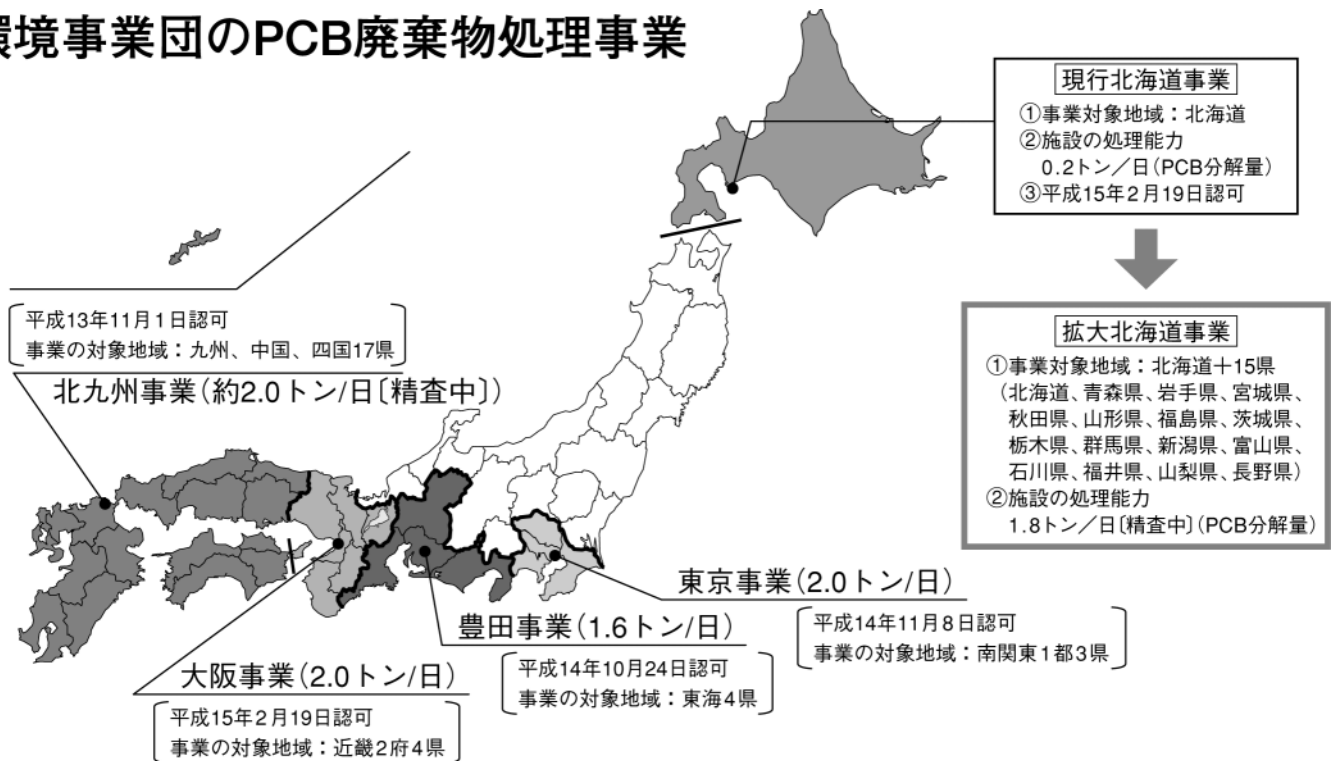
《詳細》
市・企画課環境産業推進担当
〒051-8511 幸町1 2
☎25 2704 ファクス24 7601
Eメール kikaku-ei@city.muroran.hokkaido.jp



P C B 処理事業の拡大要請についての市民説明会



環境事業団のPCB廃棄物処理事業



市民説明会

北海道と室蘭市の共催による、PCB処理事業の拡大要請についての市民説明会を11月28・29日、環境省、環境事業団が説明者として出席し開催しました。その説明会の中で、東北、北関東・甲信越、北陸地域15県の検討経過、収集運搬のリスク・安全対策などについての質問がありましたのでお知らせします。

主な質問と回答

処理施設立地が決まらない15県の検討経過について
 ・東北、北関東・甲信越では宮城県、新潟県において複数の自治体に誘致を打診するなど県内立地を検討してきたが、住民の理解が得られないなどの理由により、立地のめどが立っていない。北陸については処理すべきPCB量が少なく単独で処理体制を組めないその後、国と関係県で立地について鋭意努力を続けたがめどが立っていない。(環境省)
 処理規模が拡大した場合の安全性について
 ・処理の安全性・確実性が確認された処理方式の選定、情報公開型の施設建設、リスクマネジメント(危機管理)の考え方にたつた多重的な安全対策

様々なリスクを想定した安全設計等により安全性の確保を図る。(環境事業団)
 収集運搬のリスク、安全対策について
 ・PCBの環境中への漏えい防止を第一に、運搬容器や転倒防止などの技術的方法や運転手教育、事故時の措置、連絡体制の確保などについて定めた収集運搬ガイドラインを策定し安全を確保する。(環境省)
 受け入れに伴う国からの支援策について
 ・意見として環境産業の育成がある。環境省として協力できる具体的なものを聞いていないが、具体化に向けて努力していきたい。(環境省)
 事故が発生したときの責任について
 ・事故の原因者が責任をとることが原則だが、事故の内容によっては、処理事業全体を国は統括する立場から関係機関の調整を行うなど、速やかな対応をとりたい。(環境省)
 受け入れについての判断時期について
 ・道内分の処理を開始する平成18年10月から逆算すると、目安として遅くとも今年度内に回答したいが、皆さんの意見を聞いた中で室蘭市と協議しながら、道として総合的に判断する。(北海道)

るので説明が必要。今後、市民意見、環境産業の推進も考慮し、議会論議を踏まえて判断する。(室蘭市)
市民説明会での主な意見
 処理量が増えることへの不安感や、拡大については道民の意見を広く聞くこと、道外からの持ち込みへの反対・賛成などがありました。
 各地区の連合町内会で説明して、同意を得てから判断するべき。
 道外分の受け入れでも、道は道民の意見を広く求めるべき。道のPCB処理もまだ具体化していないのに、道外分の受け入れはリスクが高いので反対。
 化学処理施設の規模が、これまでの処理施設よりはるかに大きいものになっているが、技術的に確立されているのか不安がある。
 市民も参加しての、環境産業の育成が大事。危険なものを扱うかもしれないが、安全に運営していくことが、環境産業を機能させることになる。
 賛成意見としてPCBは不活性な物質で、それほど恐ろしいものではない。先行技術を持つてくるのでなく、室蘭から発信するくらいの気持ちで取り組んでほしい。